

# 高知くらしの護身術

47

## グレーゾーン金利

### 3年後めどに撤廃

(2007年2月28日掲載原稿)

グレーゾーン金利廃止を定める貸金業法等改正法が公布されました。

多重債務が原因での自己破産や引いては自殺などが社会問題化し、高知県では景気の回復も実感出来ない現状では人事ではないとお感じの方も多いと思います。消費生活センターでも、消費者金融やカードローンに関する相談件数は常に上位を占めています。高金利の借金は、返しても返しても元金が減らないと感じられ、将来への生活設計にも大きな負担となってくるからです。

さて、この「グレーゾーン金利」について、簡単にご説明してみます。

利息の上限を定めるのは「利息制限法」と「出資法」の二つの法律があり、この二つの法に定める利息上限が異なるため、その間がグレーゾーン金利と呼ばれているのです。

利息制限法では元本10万円未満の借入で20%、10万円以上100万円未満で18%、100万円以上で15%です。一方、出資法では29.2%までと定められており、元本100万円以上の利息上限には14.2%の差があります。

貸金業者は利息制限法に定められた率を超えた利息を取ってはいけない事になっているのですが、この制限を越えた利息を取っても貸金業規正法では、一定の条件をクリアした場合に限り有効な債務弁済とみなしますよ、という特例が認められています(みなし弁済)。今回の改正で、このグレーゾーン金利は公布後概ね3年を目途に撤廃され、消費者金融等において現在多く採用されている利息制限法金利を超えた高金利の貸付が出来なくなる事になります。